第６４０号　平成28年（2016）10月25日発行

千葉教育

千葉の子どもたちの未来のために

菊
平成28年度
No.６４０
10・11月号

特集　学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

○シリーズ　現代の教育事情

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課　青木　隆一
国立特別支援教育総合研究所　原田　公人
県総合教育センター特別支援教育部
浦安市教育委員会

○提　言

大正大学心理社会学部教授　玉井　邦夫

千葉県総合教育センター

目　次

千葉教育　菊　No.６４０

◆学校自慢
夢と思いやりの心をもち，チャレンジする子ども　千葉市立あやめ台小学校長　宮澤　仁
◆提言
学校現場に願うこと　大正大学心理社会学部教授　玉井　邦夫 …2

シリーズ！　現代の教育事情　学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは
■学校における合理的配慮の推進に当たって　文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官　青木　隆一 … 4
■学校における合理的配慮の提供　国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員　原田　公人 … 6
■千葉県教育委員会職員対応要領の概要と「ヒント集」の活用について　県総合教育センター特別支援教育部 …8
■学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは～インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業を通して～　浦安市教育委員会 …10

私の教師道
■学校を創る　一日一日の地道な取組　木更津市立請西小学校長　小尾　哲郎 …12
■学校を支える　地域と共に育て，共に歩む学校　八千代市立睦中学校教頭　山根　弘行 …14
■学校を動かす　学び合い・支え合い・認め合える教職員集団を目指して～元気印の教務主任として取り組んだこと～　浦安市立入船中学校教頭　山本　典子 …16
■研修を生かす　実践あるのみ～人は行動で決まる～　県立湖北特別支援学校教諭　佐藤　宏樹 …17
■授業を創る　主体的に考え表現できる児童を育むために　勝浦市立勝浦小学校教諭　高岡　顕慎 …18
■子どもを知る　共有～子どもとともに～　成田市立久住小学校教諭　大胡　沙織 …20
■子どもを知る　つながり広がる輪　県立東金高等学校教諭　桑原　愛 …20

活・研究　長期研究生からの報告
■小学校編　身近な政治の働きから，子どもの社会参画意識を育む指導の在り方
松戸市立大橋小学校教諭　田畑　弘義 …21
■中学校編　明るい未来を感じられる健康教育の在り方
～「いのちの大切さを育む，がん教育」の実践を通して～ 袖ケ浦市立蔵波中学校養護教諭　田端　絹子 …24
■高等学校編　歴史授業からアプローチした，自己も他者も認める人権感覚育成の在り方
～ＡＨＰを活用した話し合い活動を通して～県教育庁教育振興部指導課指導主事　渡邉　嘉三 …27

情報アラカルト
■小学校における博物館の利用法　～中央博物館大利根分館の例～　県立中央博物館大利根分館主任上席研究員　榎　美香 …30
■平成 28 年度特別展　出発進行　～もっと・ずっと・ちばの鉄道～　県立現代産業科学館上席研究員　石井　俊正 …31
■「能動的自立研修」支援のためのツール改善　県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当 …32
■研究報告第 422 号「これからの時代に求められる資質・能力を教科横断的に 育成する指導法に関する研究」について　県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当 …33
■特別支援教育部からのお知らせ　県総合教育センター特別支援教育部 …35

学校　ＮＯＷ！
■学校歳時記　道徳教育の実践はどう変わるか　教育創造研究センター所長　髙階　玲治 …36
■笑顔をとりもどせ　外部機関との連携と，チームで取り組む校内研修　鴨川市立安房東中学校教諭　石﨑要一郎 …38
■千葉歴史の散歩道　袖ケ浦市文脇遺跡の大量出土銭～考古資料を読み解く作業～　公益財団法人千葉県教育振興財団・調査課長　蜂屋　孝之

道標　学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

特別支援教育が本格的に実施となった平成 19 年に，我が国は「障害者の権利に関する条約」に署名をした。それを受け「障害者基本法」の改正，「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）の制定など国内法を整備し，平成 26 年 1 月同条約の批准に至った。これらの中で合理的配慮提供の法的義務などが示され，並行して教育分野においては，平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (報告)」を取りまとめた。

教育分野における「合理的配慮」とは，同報告によれば「障害のある子どもが，他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」である。

本県では，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定し，平成 28 年 4 月から施行されている。

県立学校長及び各教育事務所長を経て市町村教育長に「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」により，すべての公立学校の校長に対して，本人・保護者への周知及び適切な対応を通知した。

本号では，インクルーシブ教育システムの構築に向けた視点の一つである「合理的配慮」の提供，及び「基礎的環境整備」について「障害者差別解消法」が施行された今，実際に学校でどのような取組が求められているかを考える。